

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ第18回会合（WGIA18）」の中止と「温室効果ガスインベントリ相互学習」の結果について

環境省
国立研究開発法人国立環境研究所

1. 趣旨

環境省と国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003（平成15）年度より毎年度、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」を開催してきた。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染の世界的な発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から、本ワークショップの開催を中止した。その上で、WGIAメンバー国からの実施要望などを受けて、オンラインでの対応が可能である相互学習（インベントリの分野別に2か国間で行う意見交換）のみを本年度に実施することとした。本相互学習は、これまでにインベントリ全分野を対象に実施しており、インベントリ算定の方法論、報告のルール、データ収集や、品質管理・品質保証を含む国内体制のあり方などについて、各国参加者の基礎知識の向上に貢献している。2011年度の開始から今回で10回目を迎え、今回の4組を加えると、参加国は延べ29組となった。

今年度の相互学習では、参加国の国別報告書（NC）・隔年更新報告書（BUR）におけるインベントリ報告の「測定・報告・検証（MRV）」および透明性に関わる能力向上支援と、インベントリ専門家等のネットワークの更なる強化を図った。

2. 開催概要

- 会議開催日程：2020（令和2）年7月21日（火）、22日（水）、28日（火）
- 開催形式：オンライン会議
- 主催者：日本国環境省（MOEJ）、
（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（NIES/GIO）
- 参加者：総計36名
＜相互学習参加国＞
カンボジア、中国、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、シンガポール、
日本（環境省、国立環境研究所等）

3. インベントリの各分野に関する相互学習

分野横断事項（インドネシア - 日本）、エネルギー分野（カンボジア - ミャンマー）、農業分野（中国 - 日本）、LULUCF分野（シンガポール - モンゴル）の4組で相互学習が実施された。相互学習では、互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図るべく、参加国のインベントリ担当者同士が、お互いのインベントリやその作成に係る国内体制の整備について、事前にメールで質疑応答を行い、その上でオ

ンラインでの議論に臨んだ。

国独自の算定方法の開発やパリ協定のルールのもとで適用が義務化される 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく方法論の導入に前向きに取り組むなど、インベントリを継続的に改善していく姿勢が参加国に見られた。相手国の方法論に加え、データ収集やインベントリ作成のための国内体制についても深く学習することにより、それぞれの国がパリ協定のもとでの定期的な報告を見据えた今後のインベントリ改善への参考とした。

また、オンライン会議は初の試みとなったが、2 か国間で詳細な議論を行うことでインベントリ専門家間のネットワークの強化につながった。今後も多くの学習機会が得られるよう、相互学習の継続的な開催が要望された。

4. 次回会合について

次回会合については、新型コロナウイルスの各メンバー国における収束状況等を踏まえた上で、開催地および開催時期、開催方法等を検討・調整していく。

※1 WGIA メンバー国

ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム

※2 国別報告書 (NC)

国別報告書 (NC) は、国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) に加盟しているすべての国が、4 年に 1 回の頻度で提出しなければならない報告書である。非附属書 I 国の場合は、国内事情、国家インベントリ、適応行動、緩和行動、受領している支援等についての情報を含める。

※3 隔年更新報告書 (BUR)

隔年更新報告書 (BUR) は、UNFCCC に加盟している国のうち、非附属書 I 国が、2 年に 1 回の頻度で UNFCCC の下での締約国会議 (Conference of the Parties: COP) に提出しなければならない報告書である。国内事情、国家インベントリ、緩和行動、受領している支援、国内 MRV 等についての情報を含める。

提出国は、提出した隔年更新報告書の専門家の行う技術的分析 (TA)、多国間で意見を交換する促進的な意見の共有 (FSV) からなる国際的協議・分析 (ICA) を受けることになっている。